

令和6年3月

行政監査
結果報告書

恵庭市監査委員

恵 監 第 1 2 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

恵庭市長	原 田 裕 様
恵庭市議会議長	長 谷 文 子 様
恵庭市教育委員会教育長	岩 渕 隆 様
恵庭市選挙管理委員会委員長	原 浩 司 様
恵庭市農業委員会会長	西 口 雅 樹 様
恵庭市公平委員会委員長	内 倉 真裕美 様

恵庭市監査委員 北 林 剛

恵庭市監査委員 川 股 洋 一

令和 5 年度行政監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条並びに恵庭市監査基準に基づく行政監査を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出します。

第1 行政監査の概要

1. 行政監査のテーマ

市が関与する団体の事務について

2. 監査の目的

市においては、任意団体（以下「団体」）と連携、協力し事業を円滑、効果的に推進するため、団体に関与し事務局を担っている場合がある。

また、団体は市とは異なる組織であり、地方自治法、市条例、規則等の適用や市の会計上の審査を受けないことから、団体独自の判断に委ねられているが、市が事務局を担う場合には、信用失墜等につながらないように団体事務や会計処理において、公金に準じて適正な事務執行が求められる。

については、市が事務局を担う団体の会計事務等が、何に基づきどのように処理されているかなどについて監査することにより、リスクの未然防止を図り、団体事務の適正な運営や事務執行に資することを目的とする。

3. 監査の対象

市に事務局を置き、市職員がその事務に従事している団体の所管課

※令和4年度及び令和5年10月、11月実施の定期監査で把握した団体の所管課

4. 監査の期間・日程

令和5年11月27日～令和6年3月19日

項目	日程等	対象
団体事務に関する調査（行政監査調査）	令和5年11月27日～12月8日	19課等48団体
所管課のヒアリング	令和6年1月22日、23日	10課等10団体
監査結果の講評	令和6年2月19日	総務部職員課

5. 監査の場所

監査委員室

6. 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次のとおりである。

(1) 団体事務局の市設置の根拠について

- ・市が団体事務局を担う根拠・経緯は何か。
- ・設置根拠が団体の会則等に規定されているか。

(2) 団体の会計事務について

- ・会計処理の規程等はあるか。
- ・会計諸帳簿（出納簿、収入・支出伝票、収入・支出証拠書類）は整備されているか。

- ・会計諸帳簿の保存期間は規定されているか。
- ・監事は設置しているか、監査の回数、頻度はどのくらいか。

(3) 会計事務のチェック体制について

- ・団体代表は、会計諸帳簿を確認しているか、頻度はどのくらいか。
- ・団体代表は、出納簿と通帳残高を確認しているか、頻度はどのくらいか。
- ・所属長は、会計諸帳簿を定期的に検査しているか、頻度はどのくらいか。

(4) 団体の財産の適切な管理について

- ・通帳、現金、印鑑、キャッシュカードはどのように管理されているか。
- ・市の業務と団体の業務は適切に区分されているか。

7. 監査の方法

(1) 行政監査調査の実施

団体の会計事務、チェック体制、通帳、現金等の管理状況等について調査を実施した。
 (19課等48団体) 調査を踏まえ、ヒアリング対象の課を選定した。(10課等10団体)

(2) ヒアリング対象団体の通帳等の管理状況等の現地確認の実施

行政監査調査で把握した各団体の通帳、現金等の管理状況を現地確認した。

(3) ヒアリングの実施

監査の着眼点により監査委員によるヒアリングを行った。
 また、事務局において出納簿と通帳残高の確認を行った。

《市に事務局を設置している団体》

No.	部	所管課	団体名
1	総務部	総務課	恵庭市市民憲章推進協議会
2		基地・防災課	恵庭市山岳救助遭難隊
3			恵庭市自衛隊協力会
4			恵庭地方自衛隊協力会連合会
5		職員課	恵庭市職員福利厚生会
6	企画振興部	まちづくり推進課	サイクルフェスタ・恵庭運営協議会
7	生活環境部	生活環境課	恵庭市地域公共交通活性化協議会
8			恵庭市町内会連合会
9			恵庭市交通安全運動推進委員会
10			恵庭市交通安全指導員会
11			恵庭市防犯協会連合会
12			恵庭市暴力追放運動推進協議会
13		島松支所	島松親和会
14			島松地区防犯協会
15	島松町内会連合会		

No.	部	所管課	団体名
16	保健福祉部	福祉課	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会
17			恵庭アイヌ協会
18	経済部	農政課	恵庭市地域農業再生協議会
19			恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会
20			恵庭市家畜自衛防疫組合
21			恵庭市市営牧場運営協議会
22			恵庭工業クラブ
23	経済部	商工労働課	恵庭市農商工等連携推進ネットワーク
24			恵庭市通年雇用促進協議会
25			恵庭市花いっぱい文化協会
26	経済部	花と緑・観光課	恵庭花のまちづくり推進会議
27			恵庭市緑化推進委員会
28			恵庭イベント推進委員会
29			えにわマルシェ実行委員会
30			建設部
31	恵庭市治水対策促進期成会		
32	千歳川治水対策連合期成会		
33	千歳川流域治水対策協議会		
34	恵庭河川愛護会		
35	漁川子どもの水辺協議会		
36	教育部	社会教育課	恵庭市青少年育成市民の会
37			恵庭すずらん踊り保存会
38			恵庭岳太鼓保存会
39	教育部	読書推進課	恵庭市学校図書館活動推進協議会
40	議会事務局		恵庭市議会議員会（恵庭市議会交通安全推進議員連盟）
41			恵庭市議会防衛議員連盟
42			恵庭市親和会
43	農業委員会事務局		恵庭市農業委員会協議会
44	消防本部	総務課	恵庭市消防団親和会
45		予防課	恵庭市幼少年婦人防火協議会
46			恵庭市危険物安全協会
47	水道部	経営管理課	日本水道協会北海道支部道央地区協議会
48	水道部	上水道課	日本水道協会北海道支部常設技術委員会

第2 行政監査調査、団体ヒアリングの概要

1. 行政監査調査結果の概要

(1) 団体事務局の市設置の根拠

市に事務局を設置する団体の会則、規約等の有無について、会則等が「ある」が43団体(89.6%)「ない」が5団体(10.4%)となっている。

「ない」団体について、市に団体からの事務局設置の口頭による要請があったのは1団体であり4団体については特に依頼、要請はない。

項目	団体数	割合
団体の会則、規約等に市に事務局を設置する規定がある。	43	89.6%
団体の会則、規約等はない	5	10.4%
計	48	100.0%

(2) 団体の会計事務

①職員の出納事務の実施の有無

市職員の団体の出納事務実施の有無について、「行っている」が39団体(81.2%)、「行っていない」が9団体(18.8%)となっている。

項目	団体数	割合
出納事務を行っている	39	81.2%
出納事務を行っていない	9	18.8%
計	48	100.0%

(3) 会計処理についての団体の規程等の有無

※(7)まで母数は39団体

出納事務を行っている39団体の会計処理の規程等の有無は、「規程等を整備している」が11団体(28.2%)、「整備していない」が16団体(41.0%)、「市の規程等を準用している」が12団体(30.8%)となっている。

項目	団体数	割合
規程等を整備している	11	28.2%
規程等を整備していない	16	41.0%
市の規程等を準用している	12	30.8%
計	39	100.0%

(4) 会計諸帳簿(出納簿、収入・支出伝票、収入・支出証拠書類)の整備状況

会計諸帳簿の整備状況について、「出納簿」は39団体(100.0%)、「収入・支出伝票(伺)」は32団体(82.1%)、「収入・支出証拠書類」は39団体(100.0%)が「ある」となっている。

諸帳簿名	項目	ある	ない	計
出納簿	団体数	39	0	39
	割合	100.0%	0.0%	100.0%
収入伝票（収入伺）、支出伝票（支出伺）	団体数	32	7	39
	割合	82.1%	17.9%	100.0%
収入・支出証拠書類	団体数	39	0	39
	割合	100.0%	0.0%	100.0%

（５）会計諸帳簿の保存期間

会計諸帳簿の保存期間について、「規定している」が9団体（23.1%）、「規定していない」が30団体（76.9%）となっている。保存期間については3年～10年である。

項目	団体数	割合
保存期間を規定している	9	23.1%
保存期間を規定していない	30	76.9%
計	39	100.0%

（６）監事の設置と監査回数

団体の監事の設置について、「設置している」が39団体（100.0%）となっている。監査回数は1回が36団体（92.3%）、2回が3団体（7.7%）となっている。

項目	団体数	割合
設置している	39	100.0%
設置していない	0	0.0%
計	39	100.0%

（７）会計事務のチェック体制

①団体代表による収入・支出伝票（伺）の承認（決裁）の有無

出納事務を行っている39団体について、「書面上の承認（決裁）がある」が12団体（30.8%）、「書面上の承認（決裁）はない」が14団体（35.9%）、「書面上の承認（決裁）はないが、口頭で得ている」が6団体（15.4%）、「収入伝票（収入伺）、支出伝票（支出伺）がない」が7団体（17.9%）となっている。

項目	団体数	割合
書面上の承認（決裁）がある	12	30.8%
書面上の承認（決裁）はない	14	35.9%
書面上の承認（決裁）はないが、口頭で得ている	6	15.4%
収入伝票（収入伺）、支出伝票（支出伺）がない	7	17.9%
計	39	100.0%

②団体代表による出納簿と通帳残高の定期的な検査（確認）の実施状況

出納簿がある39団体について、出納簿と通帳残高の「定期的な検査（確認）を行っている」が28団体（71.8%）、「行っていない」が11団体（28.2%）となっている。

検査の回数は、「年に1回程度」が13団体（33.4%）、「月1回程度」が6団体（15.4%）となっている。

項目	団体数	割合
定期的な検査（確認）を行っている	28	71.8%
定期的な検査（確認）を行っていない	11	28.2%
計	39	100.0%

項目	団体数	割合
検査の回数	収入・支出の都度	5 12.8%
	月1回程度	6 15.4%
	四半期に1回程度	2 5.1%
	半期に1回程度	2 5.1%
	年に1回程度	13 33.4%
	定期的な検査なし	11 28.2%
	計	39 100.0%

③会計事務を行う場合の所属長(所管課長等)による承認(決裁)の有無

出納事務を実施している39団体について、所属長による「書面上の承認（決裁）がある」が32団体（82.1%）、「書面上の承認（決裁）はないが、口頭で得ている」が7団体（17.9%）となっている。

項目	団体数	割合
書面上の承認（決裁）がある	32	82.1%
書面上の承認（決裁）はない	0	0.0%
書面上の承認（決裁）はないが、口頭で得ている	7	17.9%
その他	0	0.0%
計	39	100.0%

④所属長(所管課長等)による会計諸帳簿の定期的な検査(確認)の状況

所属長による会計諸帳簿の「定期的な検査（確認）を行っている」が全団体となっている。検査の回数は、「収入・支出の都度」が21団体（53.8%）、「月1回程度」が9団体（23.0%）となっている。

項目	団体数	割合
定期的な検査を行っている	39	100.0%
定期的な検査を行っていない	0	0.0%
計	39	100.0%

項目	団体数	割合
検査の回数	収入・支出の都度	21 53.8%
	月1回程度	9 23.0%
	四半期に1回程度	4 10.3%
	半期に1回程度	1 2.6%
	年に1回程度	4 10.3%
	計	39 100.0%

(8) 団体の財産の適切な管理

①通帳、現金、印鑑、キャッシュカードの管理状況（市が管理している項目のみ）

団体の通帳、現金、印鑑、キャッシュカードについて、市が管理しているのは、それぞれ41団体（85.4%）、18団体（37.5%）、42団体（87.5%）、9団体（18.8%）となっている。

管理者については、通帳は主査、現金、印鑑、キャッシュカードは課長・主幹の割合が高く、保管場所はすべて施錠がされているとなっている。

通帳と印鑑の管理者は、すべての団体で別々の職員であり、職員が個別に現金を引出しできない管理体制は確保されていた。キャッシュカードの管理者と暗証番号を把握している職員についても別々の職員により保管されていた。

通帳の名義人は団体代表が36団体（87.8%）、団体関係者が1団体（2.4%）、団体以外が4団体（9.8%）であり、団体以外は市職員（団体の事務局長）が名義人であった。

《通帳等の管理状況、管理者》

区分		管理している	管理していない	計	管理者				
					次長	課長・主幹	主査	スタッフ	計
通帳	団体数	41	7	48	3	16	22	0	41
	割合	85.4%	14.6%	100.0%	7.3%	39.0%	53.7%	0.0%	100.0%
現金	団体数	18	30	48	3	13	2	0	18
	割合	37.5%	62.5%	100.0%	16.7%	72.2%	11.1%	0.0%	100.0%
印鑑	団体数	42	6	48	6	24	9	3	42
	割合	87.5%	12.5%	100.0%	14.3%	57.2%	21.4%	7.1%	100.0%
キャッシュカード	団体数	9	39	48	4	4	1	0	9
	割合	18.8%	81.2%	100.0%	44.4%	44.4%	11.2%	0.0%	100.0%
キャッシュカード 暗証番号の 把握者	団体数				0	0	7	2	9
	割合				0.0%	0.0%	77.8%	22.2%	100.0%

《通帳等の保管場所、施錠の有無》

区分		保管場所					施錠有り
		机(袖机)	キャビネット・ 書庫ロッカー	金庫	その他	計	
通帳	団体数	10	18	13	0	41	41
	割合	24.4%	43.9%	31.7%	0.0%	100.0%	100.0%
現金	団体数	3	7	8	0	18	18
	割合	16.7%	38.9%	44.4%	0.0%	100.0%	100.0%
印鑑	団体数	19	15	5	3	42	42
	割合	45.3%	35.7%	11.9%	7.1%	100.0%	100.0%
キャッシュカード	団体数	2	5	0	2	9	9
	割合	22.2%	55.6%	0.0%	22.2%	100.0%	100.0%

《通帳の名義人》

区分		団体代表	団体関係者	団体以外	計
通帳の名義人	団体数	36	1	4	41
	割合	87.8%	2.4%	9.8%	100.0%

②市の業務と団体の業務の適切な区分

団体の業務を実施するにあたり、切手、コピー機等の団体予算での購入（使用）状況について、「団体業務で使用していない」団体を除いた場合、切手、はがきは「全て団体の予算で購入（使用）」している団体が9割以上だが、コピー用紙は14団体（31.1%）、コピー機の使用は5団体（11.4%）となっている。

区分	項目	団体業務で使用していない			計		全て団体の予算で購入（使用）		
		全て団体の予算で購入（使用）	全て若しくは一部市の予算で購入（使用）	団体業務で使用していない			全て団体の予算で購入（使用）	全て若しくは一部市の予算で購入（使用）	計
切手	団体数	24	2	22	48	→	24	2	26
	割合	50.0%	4.2%	45.8%	100.0%		92.3%	7.7%	100.0%
はがき	団体数	21	2	25	48	→	21	2	23
	割合	43.8%	4.2%	52.0%	100.0%		91.3%	8.7%	100.0%
封筒	団体数	24	14	10	48	→	24	14	38
	割合	50.0%	29.2%	20.8%	100.0%		63.2%	36.8%	100.0%
コピー用紙	団体数	14	31	3	48	→	14	31	45
	割合	29.2%	64.6%	6.2%	100.0%		31.1%	68.9%	100.0%
コピー機の使用	団体数	5	39	4	48	→	5	39	44
	割合	10.4%	81.3%	8.3%	100.0%		11.4%	88.6%	100.0%

2. 団体のヒアリングの概要

団体のヒアリングは部・課等のバランスや会計処理の金額等を考慮の上次の10団体を対象として、所管課から団体の事務局設置の経過・根拠、会計処理の流れやチェック体制等について聴取し監査の着眼点等に基づき質疑を行った。

《ヒアリング対象団体》

No.	部	所管課	団体名	設立年月
1	総務部	総務課	恵庭市市民憲章推進協議会	昭和51年3月
2	生活環境部	生活環境課	恵庭市地域公共交通活性化協議会	平成30年4月
3		島松支所	島松町内会連合会	平成6年1月
4	経済部	農政課	恵庭市有害鳥獣対策連絡協議会	平成27年4月
5		商工労働課	恵庭市通年雇用促進協議会	平成19年8月
6		花と緑・観光課	恵庭市花いっぱい文化協会	昭和36年1月
7	建設部	事業調整課	北海道千歳川水系治水連絡協議会	昭和42年10月
8	教育部	社会教育課	恵庭岳太鼓保存会	昭和59年9月
9	消防本部	総務課	恵庭市消防団親和会	昭和47年2月
10		予防課	恵庭市危険物安全協会	昭和53年9月

第3 監査結果及び監査委員の意見

本年度の行政監査は、「市が関与する団体の事務について」をテーマに市で団体事務局を担っている課等に対し、主に団体の会計諸帳簿の整備状況、会計事務等を適正に執行するためのチェック体制、団体の財産の適切な管理等について監査した。

市においては、19課等において48団体の事務局を担い事務が執行されているが、2つ以上の団体を11課等が所管し、団体の会計事務は39団体において市職員が担当していた。

行政監査調査及び抽出した10団体の所管課に対する監査委員のヒアリングから、団体事務局の運営は概ね適正に行われていると認められたが、一部において団体における会計事務の手続きやチェック体制等に改善に向けた取り組みや検討等が必要と考えられる事項もあった。

団体事務は、市が事務局を担当して以降、団体との関係性において一定のルールをつくり、効率的な事務処理をされてきてはいるが、公金外の会計や事務処理については、統一的な基準がないことから、所管課の裁量に委ねられている。

このことから、団体事務の事故防止やリスク管理を図り、団体事務の適正な執行を図るためには市として団体事務局を担うに当たり、これまでの事務処理の進め方も踏まえながら統一した事務処理の基準整備や内部統制制度の中に団体事務を位置づけしていくことを望むものである。

監査の着眼点ごとの監査結果は次のとおりであり、今後、改善及び検討されることを望むものである。

1. 団体事務局の市設置の根拠について

団体事務局の市設置について、団体の会則、規約等に規定されていないものが48団体中5団体あり、市が事務局を担うことの根拠について整理されたい。

また、市としても団体事務局を担うことについて、事務分掌規則に明記するなど検討されたい。

2. 団体の会計事務について

出納事務を実施している39団体について、会計処理の規程等の有無は、規程等を整備している団体と市の規程等を準用している団体は6割であるが、4割の団体は特に整備されていない。

出納事務の適正を確保するためには、一定のルールに基づく事務処理が必要であることから全庁的に統一した取扱要領や基準等の整備について検討されたい。

3. 会計諸帳簿の整備状況、チェック体制について

出納簿、収入・支出証拠書類は、全団体で整備され、収入・支出伝票は8割の団体で整備されていた。収入・支出伝票の整備されていた団体中、団体代表による収入・支出伝票の承認（決裁）は4割の団体が行われていない。また、出納簿と通帳残高の定期的な検査（確認）は3割の団体で行われていない。

会計規模や入出金の頻度に関わらず、事故等の未然防止や団体の意思決定を明らかにするため、収入・支出伝票の作成や団体役員の決裁、出納簿と通帳残高の検査等について定期的な確認を検討されたい。

また、団体において市職員以外に事務局長、会計担当が配置されている場合には、団体との役割分担を明確にし、協力体制を図られたい。

4. 現金等の管理について

団体のヒアリングにおいては、会費収入や支払いのための現金を一定の期間、市事務所で保管している団体があった。

現金等の取扱いは、市の規定の適用を受けないことから不適切な処理の発生や紛失のリスクも想定され、安全確保、防犯上からも速やかな現金の金融機関への入金と、現金保管は団体の運営上、必要最低限とされたい。

また、現金保管がある課においては保有残高を明確に確認することができる現金管理の帳簿の整備等について検討されたい。

5. 通帳、銀行印等の管理について

団体の通帳、銀行印の管理は、施錠のできる別々の保管場所において、複数人による管理が行われていた。また、キャッシュカードを所有している団体についても、カードの保管者と暗証番号を把握している職員が分けて管理されていた。今後とも複数人による管理体制の徹底を図られたい。

6. 市の業務と団体の業務の適切な区分について

団体の業務を実施するにあたり、切手、ハガキについては概ね団体の予算で購入されているが、コピー用紙、コピー機の使用について適切な区分がされていない団体が多かったことから、整理されたい。